

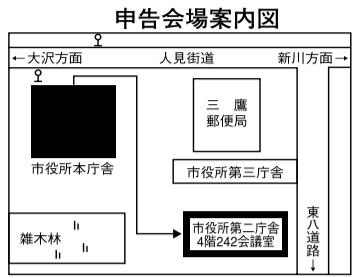
市民税・都民税の申告をお早めに

◆受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土・日曜日は除く)
 ◆受付時間 午前9時～午後4時30分
 ◆受付場所 三鷹市役所第二庁舎4階242会議室

なお、三鷹駅など各市政窓口でも受け付けます。申告の必要な方は、印鑑、平成14年中の収入などが確認できる書類(源泉徴収票・領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、生命保険料、損害保険料、医療費など平成14年中に支払ったもの)をご持参ください。

市民税・都民税申告書用紙は、2月7日(金)に郵送します。※申告をしないと課税証明書の即日交付はできません。【申告が必要な方】

◆平成15年1月1日現在、三鷹市に住んでいる方で、①14年中に所得のあった方(年金収入、所得税で分離課税を選



所得税・贈与税の申告納税

平成14年分所得税の確定申告納税期間は
2月17日(月)～3月17日(月)です

申告会場は3月に入ると大変混み合いますので、早期の提出をお願いします。還付申告は2月17日以前でも受け付けています。

土・日曜日、祝日は窓口業務を行っておりませんので、申告書を提出される方は、郵送または時間外文書収受箱(税務署正門わきに設置)をご利用ください。

◆確定申告書の様式

①申告書の種類が、「申告書A」と「申告書B」の2種類になっています。

◆申告書A 申告する所得が給与・雑(年金)・配当・一時だけの方

◆申告書B 所得の種類にかかわらずすべての申告に対応

なお、三鷹市に申告している方の扶養親族になつていない方が、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

◆確定申告書の提出方法

税務署では、「申告書作成会場」を設けて、書き方のアドバイスをします。申告書の作成に当たり分からない点がある方はぜひ、ご利用ください。

◆平成15年分から青色申告を希望する方

確定申告期間中「青色申告コーナー」を設けて、青色申告と関係する書類の相談を受け付けています。

所得税・事業税・住民税の説明会

確定申告書の書き方などについての説明会。

▷①事業所得・不動産所得の方＝2月6日(木)午前10時～11時30分、②年金所得の方＝2月6日(木)午後1時30分～3時30分、7日(金)午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分、いずれも三鷹市公会堂別館会議室で。

▶当日、直接会場へ。
⇒市民税課☎内線2342～2347

にせ税理士にご注意

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をすることは、法律で禁じられており、専門的知識の欠如から依頼者が不測の損害を被ることもあります。

にせ税理士およびにせ税理士法人にて注意ください。税理士は、税理士証を携帯し、税理士バッジを着用しています。

↓東京税理士会☎03-3356-4461・ホームページ
http://www.tokyozeisri-hkai.or.jp

市税だより

◆固定資産税都市計画税が減免されます

物納そのほか特別な事情がある場合、納期限7日前までに所定の書面により申請すると減免を受けることができます。減免の対象は次のとおりです(事由が生じた後に納期限が来るものが対象)。

①相続税のため物納された固定資産、②震災、風水害、火災などにより被害を受けた

◆2月は特別土地保有税の申告納付月です

◆申告納付期限 2月28日(金) 申告(納付)の必要な方は、平成14年中に、市内で合計5千平方メートル以上土地を取得した方

◆非課税となる場合 1月1日現在(この日前に譲渡されている場合は譲渡された日)に、固定資産税が非課税となる土地およびすでに住宅用地として利用されている場合は非課税申告が必要です。

◆納税の猶予・免除 一定期間内に住宅用地として利用、または譲渡する場合や建築物のほかに一定の施設として恒久的な利用に供する予定がある、または供している土地については、申請により、納税の猶予や納税義務の免除の制度があります。

↓資産税課☎内線2366

市議会議員選挙・市長選挙 立候補予定者説明会

任期満了にともなう三鷹市議会議員と同市長選挙は、4月27日(日)に行われる予定で、これに先立ち、市選挙管理委員会では、各選挙の立候補予定者を対象に説明会を開催します。

◆日時 2月20日(木)午後1時30分から

◆会場 三鷹市福祉会館3階

◆持参するもの ①筆記用紙

◆内容 ①届出関係書類の交付と作成方法、②選挙運動・出納責任者に関する注意事項などの説明

◆出席者 立候補予定者および関係者を含めて2人以内。なお、立候補予定者が出席できない場合は、代理の方が出席できます。

◆市長選挙に係る確認団体申請手続きの説明会

市長選挙において、所属または支援候補者を有する政党その他の政治団体が選挙運動期間中、一定の政治活動を行うための確認団体申請手続きなどについて、説明会を開催します。

◆内容 ①市長選挙における政治活動について、②確認団

郵便投票制度をご利用ください

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、別表の要件に該当する方は、あらかじめ「郵便投票証明書」の交付を受けて郵便投票をすることができます。

今年4月には、東京都知事選挙と三鷹市議会議員・市長選挙が予定されていますので、証明書を希望する方は、選挙管理委員会☎内線30036へご連絡ください。

※複合した障害をお持ちの方は「郵便投票証明書」を交付するまでに時間がかかることがあります。

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳をお持ちの方		戦傷病者手帳をお持ちの方	
両下肢 移動機能	1級または2級	両下肢 特別項症～第2項症	
心臓 直腸 ぼうこう 呼吸器	1級または2級	心臓 直腸 ぼうこう 呼吸器	特別項症～第2項症

※いずれの場合も、本人が三鷹市の選挙人名簿に登録されていて、本人および候補者の氏名を自分自身で書ける方

当座預金、普通預金、別段預金は平成17年3月末まで引き続き全額保護されます

◇定期預金などについては、これまで同様、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

◇平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

◇預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取り扱いがなされます。

くわしくは、金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせください。

⇒預金保険機構☎03-3212-6029

不動産登記相談

東京土地家屋調査士会・東京司法書士会の両武蔵野支部では、土地、建物の調査・測量・境界などの問題(表示登記)や土地、建物の売買・相続・贈与・権利の設定・抹消などの問題(権利登記)、会社の設立・増資・合併、登記などの問題について無料相談会を毎月1回開催しています。

▽2月12日(木)午後1時30分～3時30分、武蔵野スイングビル10階スカイルーム1(武蔵野駅北口)で。

▽当日、直接会場へ。

↓東京土地家屋調査士会武蔵野支部☎31-2300・東京司法書士会武蔵野支部☎55-1-5850